岐 阜

県

公

報

号 外

毎週

(金曜日)

発行

平成二十六年四月一日

関 般

岐阜県公印規程の一部を改正する訓令 岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令 岐阜県公報発行規程の一部を改正する訓令 岐阜県行政書士法施行細則の一部を改正する規則 目 規 訓 令 甲 則 次 (法務・情報公開課) (法務・情報公開課) 同 同 _; 改正する。 岐阜県訓令甲第十号 選忠門襲外呼む。)」に改める。 らの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電 岐阜県規則第四十四号 この規則は、公布の日から施行する。 別記第三号様式裏中「抜すい」を「抜粋」に改め、「関係書類」を「関係書類(これ 岐阜県公報発行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 岐阜県行政書士法施行細則(昭和三十四年岐阜県規則第百二号)の一部を次のように 岐阜県行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成二十六年四月一日 号 岐阜県行政書士法施行細則の一部を改正する規則 外 (Ξ) 訓 規 平 令 成二十六年 甲 則 岐阜県知事 四 古 月 各 庁 田 現 中 地

日

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古 田

肈

岐阜県公報発行規程の一部を改正する訓令

す る。 岐阜県公報発行規程(昭和三十四年岐阜県訓令甲第十一号)の一部を次のように改正

は施行方法欄に「県公報掲載」と登録し、又は」を「「県公報掲載」と登録し、 第五条の見出し中「及び通知」を削り、同条中 「、起案用紙を利用する場合にあつて 起案用

紙を利用する場合にあつては「県公報掲載」と」に改める。

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十一号

庁 般

各 現 地 関

岐阜県知事 古 田

岐

平成二十六年四月一日

岐阜県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

岐阜県公印規程の一部を改正する訓令

テムを利用する回議にあつては、当該システムに公印押印の承認の登録を行うものとす の他証拠書類を添えて」に改め、 じ。) を利用する回議にあつては」を削り、「を添え当該システムにより」を「に原議そ 第七条第一項中「、公文書規程第二条に定める文書管理システム (第三項において同 岐阜県公印規程(昭和三十九年岐阜県訓令甲第十号)の一部を次のように改正する。 ただし、 紙による回議を行う場合には」を削る。 同項ただし書を削り、同条第三項中 「、文書管理シス

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する

岐阜県訓令甲第十二号

庁 各

現 中

関 般

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古

田

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

に改め、同条第十二号中「、回議、決裁」を削る。 第二条第五号中「第二十二条」を「第二十三条」 岐阜県公文書規程(昭和四十四年岐阜県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。 ĺĆ 「統括監」を「秘書政策審議監

第六条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第十四条の二を次のように改める。

第十四条の二 削除

録し、第八条第一項第二号及び第四号に掲げる文書にあつては、番号を付け」に改める。 に改め、同条第二項中「前条の例により処理し」を「文書管理システムに必要事項を登 この場合において」を加え、「前条の例により処理し」を「、文書管理システムに必要 を「とき」に改め、「文書取扱責任者が」を削り、「転送し」の下に「なければならない。 規定する文書」に改める。 **事項を登録し、第八条第一項第二号及び第四号に掲げる文書にあつては、番号を付け」** 第十四条の四中「前四条」を「第十三条、第十四条及び前条」に、「の文書」を「に 第十四条の三第一項中「所属宛て」を「文書取扱責任者は、所属宛て」に、「場合」

に改める。 第十四条の五第一項中「から第十四条の三まで」を「、第十四条及び第十四条の三」

ステムを利用しないで」を削り、「の文書」を「に規定する文書」に改める。 し、文書管理システムの利用によりがたい場合は」を削り、同条第四項中「文書管理シ 第十四条の六第一項中「、文書管理システムを利用して行わなければならない。 ただ

第十四条の七中「(紙の場合に限る。)」を削る。

第十五条第四項中「の文書」を「に規定する文書」に改める

くり政策課」に改める。 管理部消防課」に、同号ヨ中「総合企画部総合政策課」を「清流の国推進部清流の国づ 第三十五条第一項第一号ホ中「消防課及び総務部人事課」を「総務部人事課及び危機 第二十九条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。 第二十六条中「場合で紙により回議した文書について」を「とき」に改める。

ない文書については」を削る。 必要事項を登録し、貸し出すことができる。ただし、文書管理システムに登録されてい 第四十条第四項中「整理又は」を「整理し、又は」に改め、「、文書管理システムに 第三十六条の二中「の文書を」を「に規定する文書を」に改める。

報

第四十三条の三を次のように改める。

第四十三条の三 削除

この場合において」を加え、「文書管理システム」を「、文書管理システム」に改め、 げる文書にあつては、番号を付け」を加える。 付け」を加え、同条第二項中「登録し」の下に「、第八条第一項第二号及び第四号に掲 「登録し」の下に「、第八条第一項第二号及び第四号に掲げる文書にあつては、 を「とき」に改め、「文書取扱責任者が」を削り、「転送し」の下に「なければならない。 第四十三条の四第一項中「所属宛て」を「文書取扱責任者は、所属宛て」に、「場合」 番号を

岐

十三条の四」に改める。 十五条第一項第七号の」を「第六十八条第一項第七号に規定する」に改める。 第四十七条の二第一項中「から第四十三条の四まで」を「、第四十三条の二及び第四 第四十三条の五中「前四条」を「第四十三条、第四十三条の二及び前条」に、 第三

項第七号に規定する」に改める。 システムを利用しないで」を削り、 だし、文書管理システムの利用によりがたい場合は」を削り、同条第四項中「文書管理 第四十七条の三第一項中 『、文書管理システムを利用して行わなければならない。た 「第三十五条第一項第七号の」を「第六十八条第一

第四十七条の四中「(紙の場合に限る。)」を削る。

3)

定する」に改める。 第四十八条第四項中「第三十五条第一項第七号の」を「第六十八条第一項第七号に規

登録を行い、紙による回議を行う場合にあつては」を削り、同条第五項中「(紙の場合 ては承認の登録を行うときにその旨を表示し、紙による回議を行う場合にあつては」を に限る。)」を削り、同条第八項中「文書管理システムを利用して回議を行う場合にあつ 第五十三条第二項中「文書管理システムを利用して回議を行う場合にあつては承認の

第五十八条中「場合で紙により回議した文書について」を「とき」に改める。 第六十一条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とする。

第六十九条の二中「の文書を」を「に規定する文書を」に改める。

いない文書については」を削る。 に必要事項を登録し、貸し出すことができる。ただし、文書管理システムに登録されて 第七十二条第三項中「整理又は」を「整理し、又は」に改め、「、文書管理システム

用によりがたい場合は、当該文書の」とあるのは「当該文書の」と、第四十八条第四項 条第一項第二号及び第四号に該当する文書を除く。) 及び第七号」と、第六十九条の二」 二号及び第四号に該当する文書を除く。) 及び第七号」と、第四十七条の三第一項中 らない。ただし、文書管理システムの利用によりがたい場合は、当該文書の」とあるの 及び第七号」と、第十四条の六第一項中「文書管理システムを利用して行わなければな 四十三条の五、第四十七条の三第一項」を「第四十三条の五」に、「第十四条の四中」 八条第一項第二号及び第四号に掲げる文書を除く。) 及び第七号」とする」に改める。 該当する文書を除く。)及び第七号」とする」を「並びに第六十八条第一項第六号 十九条の二」に、「並びに第六十八条第一項第六号(第八条第一項第二号及び第四号に を「掲げる文書を除く。) 及び第七号と、第四十三条の五、第四十八条第四項及び第六 中「及び第三十五条第一項第七号」とあるのは「並びに第三十五条第一項第六号〈第八 「文書管理システムを利用して行わなければならない。 ただし、文書管理システムの利 三十五条第一項第七号」とあるのは「並びに第三十五条第一項第六号 (第八条第一項第 は「当該文書の」と、第十五条第四項、第三十六条の二及び第四十三条の五中「及び第 を「第十四条の四、第十五条第四項及び第三十六条の二中」に、「該当する文書を除く。) 項第六号」を「及び第四十七条の三第四項」に改める。 附則第九項中 「、第二十九条第一項第六号、 附則第八項中「第十四条の四、第十四条の六第一項」を「第十四条の四」に、「、 第四十七条の三第四項及び第六十一条第

外	(5)		岐	阜	県
	(0)		~~	-	-1-

号

平成26年4月1日

(4)

別表第一 (第八条関係) 別表第一 (第八条関係)

広報課 本庁の課又は現地機関等 秘書課 本庁の課又は現地機関等 おおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおお	
	記号
	190
行政管理課	11
財政課 財政課 財政課	943
人事課	^
法務・情報公開課法	本
職員厚生課職	44%
税務課 税	杌
管財課	Ħ
情報企画課	情企
総務事務センター	総セ
清流の国づくり政策課	清政
市町村課	市町村
スポーツ推進課	ス推
危機管理政策課	危政
防災課院	ryj (
消防課	/ 月
環境生活政策課	環政
廃棄物対策課	廃対
環境管理課	環管
自然環境保全課白	自然
私学振興・青少年課	私青

公

報

岐阜地域産業労働室	情報産業課	地域産業課	新産業振興課	産業技術課	企業誘致課	労働雇用課	商業・金融課	商工政策課	子ども家庭課	子育て支援課	子ども・女性政策課	地域福祉国保課	障害福祉課	高齢福祉課	薬務水道課	生活衞生課	保健医療課	地域医療推進課	医療整備課	健康福祉政策課	岐阜地域環境室	県民生活相談センター	統計課	人権施策推進課	文化振興課
岐産	情産	地産	新産	産技	企誘	労	商金	商政	子家	子支	子女政	地国	障	高	薬	生衛	保医	地医	医整	健政	岐環	県相	統	人権	文振

(5	平成 26 年4月1日	岐	阜	県	公	報	号	外	(5)

	()	,	Т	<i>138</i> 640		73 1	н			ЩХ			不			TIX								<i>)</i> [(0)
街路公園課	公共交通課	都市政策課	砂防課	河川課	道路維持課	道路建設課	技術検査課	用地課	建設政策課	全国育樹祭推進事務局	治山課	森林整備課	県産材流通課	恵みの森づくり推進課	林政課	農地整備課	農村振興課	畜産課	農産園芸課	農業経営課	農 産物流通課	検査監督課	農政課	国際戦略推進課	観光課
街公	公交	都政	砂	河	道維	道建	技	用	建政	全育	治	森	県流	惠森	林	農整	農村	畜	農園	農経	農流	検監	農政	国際	観光
岐阜保健所	現代陶芸美術館	美術館	消防学校	東京事務所	自動車税事務所	飛驒県税事務所	東濃県税事務所	中濃県税事務所	西濃県税事務所	岐阜県税事務所	歴史資料館	職員研修所	飛驒振興局	東濃振興局恵那事務所	東濃振興局	中濃振興局中濃事務所	中濃振興局	西濃振興局揖斐事務所	西濃振興局	出納管理課	水道企業課	水資源課	公共建築住宅課	建築指導課	下水道課
岐保	岐陶美	岐美	消学	東	自税	飛税	東税	中税	西税	岐税	歴	職研	飛振	東振恵	東振	中振中	中振	西振揖	西振	出	水企	水資	公住	建築	下

大工業技術研究所	西保 西保 西保 西保 西保 西保 西保 西保
大	大空研究所 ・ 大工芸術スクール ・ 大工芸術スクール ・ 大工芸術スクール ・ 下呂農林事務所 ・ 下呂農林事務所 ・ 下呂農林事務所 ・ 下呂農林事務所 ・ 下呂農林事務所 ・ 下呂農林事務所 ・ 下呂農林事務所 ・ 下呂農林事務所

事務所 務所 おかデミー 表示 務所 務所 務所 表示 務所 務所 表示 表示 務所 表示 表示 表示 務所 表示 表示 表示 務所 基土 基土 財産出事務所 方ごこー 表示 務所 基土 基土 財産出事務所 方土 基土 財産工事事務所 方土 基土 財産工事事務所 方土 基土 財産工事事務所 本土 基土 財産工事務所 本土 本土 財産工業	存条例を廃止する場合	鉄高	岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所	
11	存条例の全部を改正する場	推	リニア推進事務所	(7
開発工事事務所 原元	存条例の一部を改正する場	宮河開	宮川上流河川開発工事事務所)
1	たに条例を制定する場合	長河開	長良川上流河川開発工事事務所	平
1		犀	犀川管理事務所	成26
II		東環道	東海環状自動車道事務所	年4
1		古土	古川土木事務所	月1
「		高土	高山土木事務所	日
		下土	下呂土木事務所	
		恵土	恵那土木事務所	
10		多土	多治見土木事務所	岐
10 10 10 10 10 10 10 10	別表第三公文例目次中	可土	可茂土木事務所	阜
1		郡土	郡上土木事務所	
1		美土	美濃土木事務所	県
1.1 1.		揖土	揖斐土木事務所	公
1-		大土	大垣土木事務所	•
力デミー 森ア 健衛生所 中家保 関ア 中濃建築事務所 東部広域水道事務所 東部広域水道事務所 東部広域水道事務所		岐土	岐阜土木事務所	報
健衛生所 東家保 健衛生所 中家保 東家保 東部広域水道事務所 東濃建築事務所 東部広域水道事務所 東流建築事務所 東部広域水道事務所		森ア	森林文化アカデミー	
東家保中家保中家保中家保東部広域水道事務所東部広域水道事務所東部広域水道事務所		森研	森林研究所	
東家保中央家保中央家保		飛家保	飛驒家畜保健衛生所	
中家保中央家保	東部広域水道事務所	東家保	東濃家畜保健衞生所	
中央家保	飛驒建築事務所	中家保	中濃家畜保健衛生所	
病防 //	東濃建築事務所	中央家保	中央家畜保健衞生所	
病防	中濃建築事務所	ア	国際園芸アカデミー	号
月 フ	岐阜・西濃建築事務所	病防	病害虫防除所	外
	流域浄水事務所	農大	農業大学校	(5)

基本形式

東水 飛建築 東建築 中建築 浄

岐西建築

新たに条例を制定する場合

既存条例の一部を改正する場合

既存条例を廃止する場合 既存条例の全部を改正する場合

条例の書き方

目次 題名

本則

附則

別表及び別記様式

改正形式

目次を改正する場合 題名を改正する場合

条、項、号等の全体を改正する場合

条、項、号等を削る (削除する) 場合 条、項、号等を追加する場合

その他の改正

条例中の字句を改正する場合

七六

第一 既既既新

を

の一部を改正する場合 (例を制定する場合 ?の全部を改正する場合

に改める。

(11)	平成26年4	月1日	岐阜	具	公	報			号	外	(5)
条例(昭和(年岐阜県条例第)号)は、廃止する。条例を廃止する条例	例 第 号	平成 年 月 日条例を廃止する条例をここに公布する。	一 廃止を直接目的とする場合第四 既存条例を廃止する場合	(以下新たに条例を制定する場合に同じ。) 条例(昭和)年岐阜県条例第一号)の全部を改正する。	条例	岐阜県条例第一号	岐阜県知事氏 名平成年,月日日	条例をここに公布する。	第三 既存条例の全部を改正する場合	第条。	第一条を次のように改める。
2 条例(昭和 年岐阜県条例第 号)は、廃止する。1	附 則 一条例の附則で廃止する場合	附則。	(昭 昭 和 和	一 条例(昭和 年岐阜県条例第 号) 次に掲げる条例は、廃止する。	条例等を廃止する条例	岐阜県条例第一号	一	条例等を廃止する条例をここに公布する。	•		附則

	号	外	(5)	岐	阜	県	公	:	報			平成26	年4	月 1	日	(12)
平成二十六年四月一日発行						この記令は、平成二十六年四月一日から旅行する		租	別表第三公文例その他の文書第七一条例の表から別表第三公文例その他の文書第八の	別表第三公文例訓令甲第一の表備考を削る。	別表第三公文列告示第二一1の表帯考を削る。	見引(条例)列ニになる。別表第三公文例規則の表を次のように改める。	三条例(昭和年岐阜県条例第	二 条例 (昭和 年岐阜県条例第	条例(昭和年岐阜県条例第	2 次に掲げる条例は、廃止する。	(又は)
発行所 岐阜						が行する			例の表から別表第三公	問る。	を削る。	ひめる。			条例第一号)		
岐阜市数田南二丁目一番一号									文例その他の文書第八の								
編集																	
岐阜市三輪ぶりんとびあ十三 一 岐 阜 文																	
芸 社																	